令和7年9月10日

那覇浄化センター消化ガス発電設備整備事業

公告資料に係る修正箇所対照表

No	資料名	頁	大項目条	中項目項	小項目号	細目	項　目　名	修正前	修正後
1	募集要項	3	2	7	(2)	イ	維持管理に関する業務	（記載なし）	・本施設の運転に必要な電気、上水、排水、消化ガスの管理
2	要求水準書	9	3	3	4		補助燃料	取り合いについては、4-2-3項を参照のこと。	取り合いについては、4-2-4項を参照のこと。
3	要求水準書	12	3	5	2	(2)	維持管理に関する業務	（記載なし）	・本施設の運転に必要な電気、上水、排水、消化ガスの管理
4	要求水準書	16	4	2	3	(1)	消化ガス発電設備	③消化ガス発電施設から温水を回収し、既設の消化槽加温用温水配管に接続すること。接続箇所は、4-2-3項を参照のこと。	③消化ガス発電施設から温水を回収し、既設の消化槽加温用温水配管に接続すること。接続箇所は、4-2-4項を参照のこと。
5	要求水準書	23	4	3	17		工事監督業務の一部委託	（10）監督員の指示により、現場代理人等が監督員に対して行う報告又は通知等は、管理技術者等を通じて行うことができるものとする。	（4）監督員の指示により、現場代理人等が監督員に対して行う報告又は通知等は、管理技術者等を通じて行うことができるものとする。
6	要求水準書	32	5	1	3		維持管理期間	その後の業務契約等について5-2-4項のとおりとする。	その後の業務契約等について5-2-5項のとおりとする。
7	要求水準書【別紙１】	1-5	1	4			図1-4那覇浄化センター（みずクリン那覇）現況図	-	（敷地境界線の表示）
8	要求水準書【別紙１】	1-6	1	5			図1-5 那覇浄化センター（みずクリン那覇）事業計画図	-	（敷地境界線の表示）
9	要求水準書【別紙２】	2-1	1				表2 騒音規制基準	昼間（7:00～19:00）	昼間（8:00～19:00）
10	設計・建設工事契約書（案）		46				発注者の任意解除権	46条	第46条
11	維持管理契約書（案）		6				第三者への再委託	受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。	受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、委託者の了解を得た場合はその限りではない。
12	様式7-4						④温室効果ガス排出量の削減効果	（注）年度別の内訳は、様式7-3-2に記入する。	（注）年度別の内訳は、様式7-4-1に記入する。
13	様式7-4-1						温室効果ガス削減量の内訳・算定根拠	合計（①＋②）	合計（①＋②）（B）
14	様式7-9-1								（追加）
15	第2消化ガス発電機棟構造計算書								（追加）